

営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金募集要領

1. 制度の概要

公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）では、県内製造業者が営業代行等を活用して、販路拡大を行う取り組みについて必要な経費の一部を助成することにより、県内製造業の営業力強化を図ります。

2. 助成対象となる事業者とは

島根県内に事業所を有する機械金属、樹脂、電気及び電子部品の製造を行っている中小企業者。

3. 対象となる事業とは

県内事業者が営業代行等を行う企業または個人を活用し、県外の新規取引先発掘など企業間取引の拡大を図る事業を対象とする。

4. 助成対象となる期間

事業期間は最長で令和5年2月28日までとする。

5. 助成対象となる経費

(1)営業代行会社等に支払う経費

(2)営業代行会社等が用いるサンプル、パンフレット等の製作に要する経費

(3)商談に係る交通費及び宿泊費（※初回訪問に限る。※1回の出張につき原則2名まで申請可能。）

(4)サンプル、パンフレット等の輸送等に要する経費（※販売用商品の輸送経費は対象外とする）

(5)その他しまね産業振興財団代表理事理事長が必要と認める経費

6. 助成率及び上限金額について

交付対象経費の2/3の額（千円未満切り捨て）とし、上限を100万円とします。

7. 助成の制限

同一年度内における県内事業者への助成は原則として1回までとします。

8. 募集期間

1次締切：令和4年4月28日

上記募集期間終了後は随時募集とします。ただし、予算額に達した時点で終了となります。

9. 申請の方法

申請様式に必要事項を記入の上、必要書類と合わせてメール、または郵送で提出してください。

※メールの場合、助成金交付申請書（様式第1号）は押印したものをPDFで保存し添付してください。

(1) 助成金交付要綱、申請様式、計画書・報告書については、財団ホームページからダウンロードできます。

(2) 申請時の提出物は次のとおりです。

①助成金交付申請書（様式第1号）

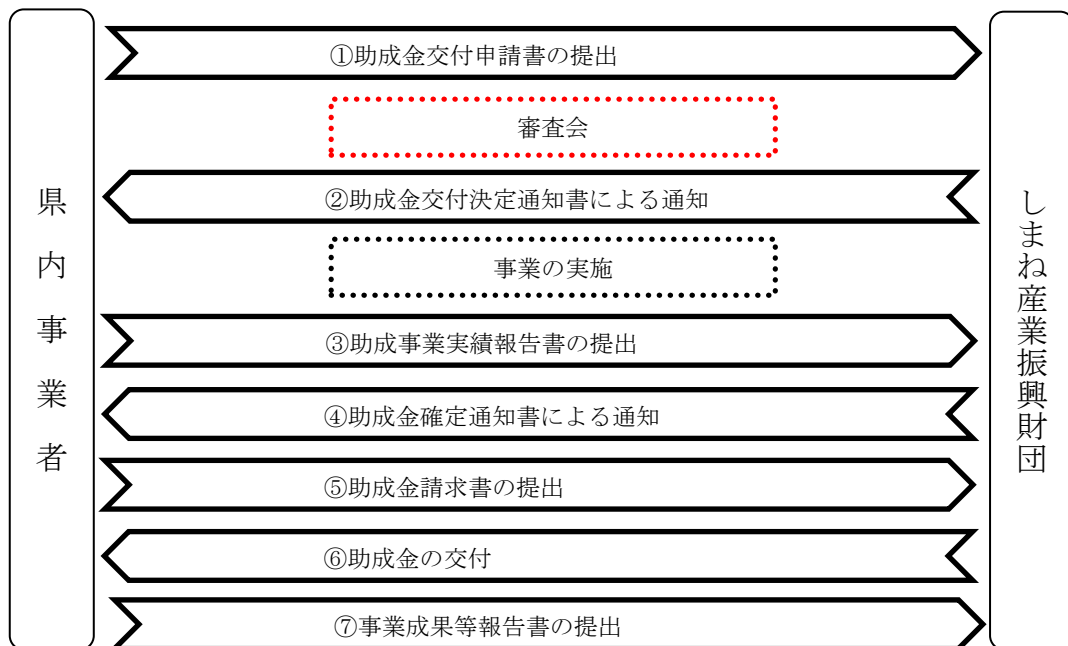
②助成事業計画書（別紙1 様式第1号関係）

③直近2期分の決算書類

④県税の納税証明書（県が課税する全税目に未納税額のない証明）

※同一の事業に対し国、市町村等の助成金を受けている場合は必ずお申し出ください。

10. 申請の流れ



11. 注意事項

- 審査会では事業計画についてプレゼンテーションが必要です。
- 応募多数の場合は書面による1次審査を行います。
- 事業終了後一定期間（3年間）は、事業の成果について調査を行いますので、ご協力をお願いします。

公益財団法人 しまね産業振興財団

販路支援課 取引支援グループ

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

TEL : 0852-60-5114 FAX : 0852-60-5116 E-mail : shinko@joho-shimane.or.jp